

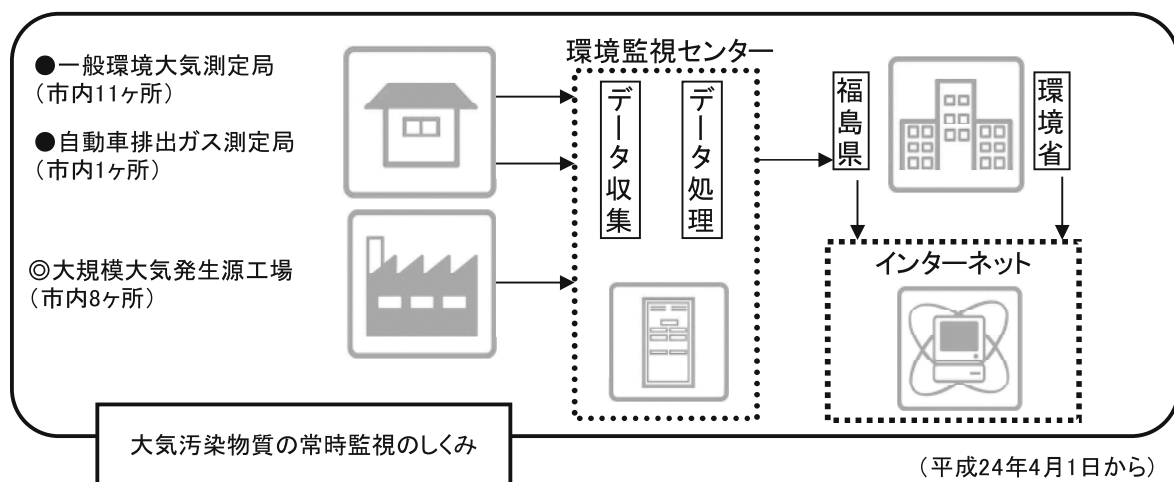
第3章 大気汚染

1 大気汚染の概況

本市では、大気汚染の状況を監視するため、大気汚染に係る環境基準が設定されている物質のうち、二酸化硫黄などの大気汚染物質について、市内12ヶ所で常時測定を行っております。

平成30年度の大気状況は、二酸化硫黄（短期的評価）及び光化学オキシダント以外の物質で環境基準を達成しており、前年度と比較すると、すべての物質について横ばいとなっています。

また、環境基準が設定されているベンゼン等の有害大気汚染物質についても市内4ヶ所で月1回測定していますが、その結果は、すべて環境基準を達成しています。



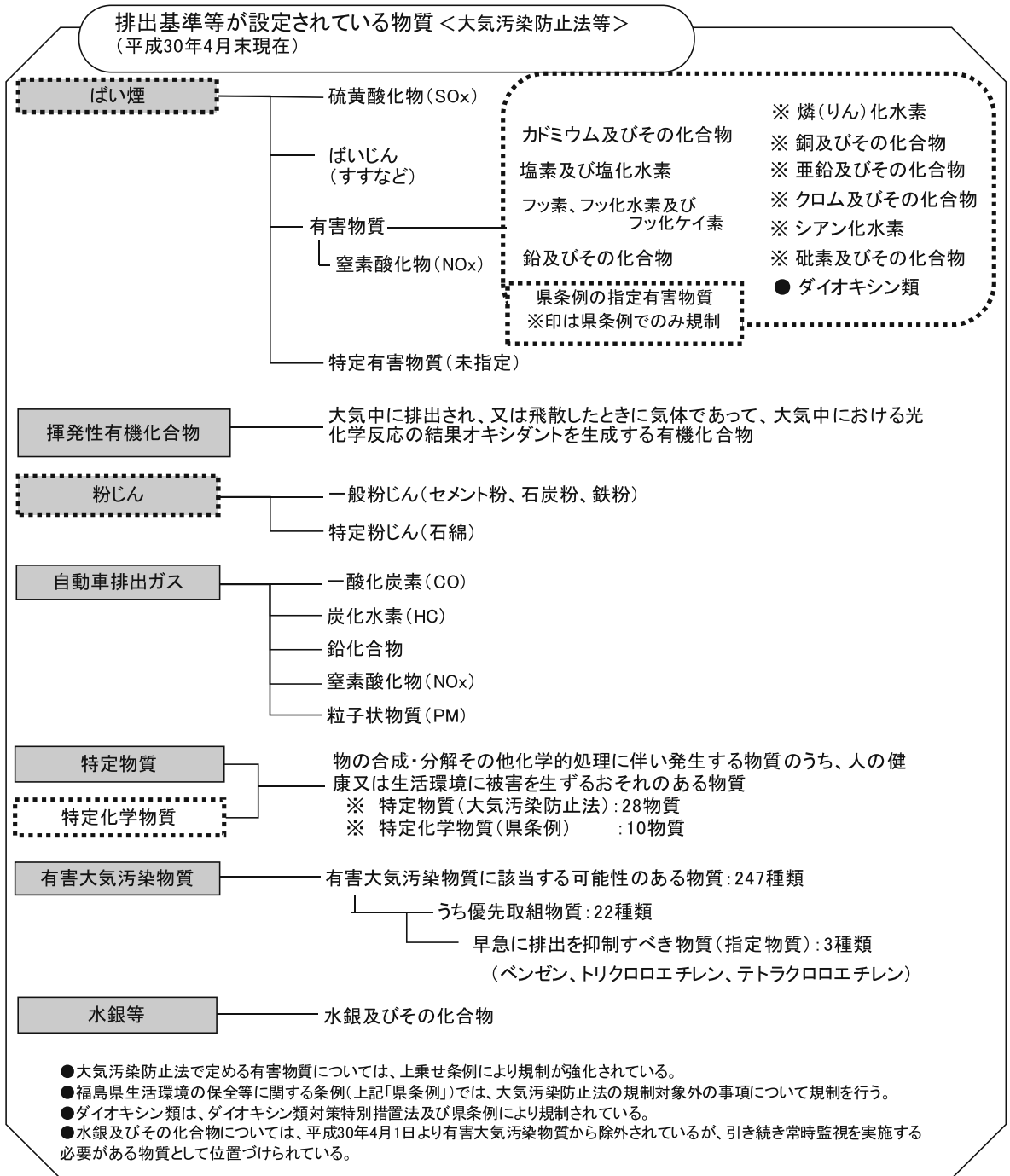
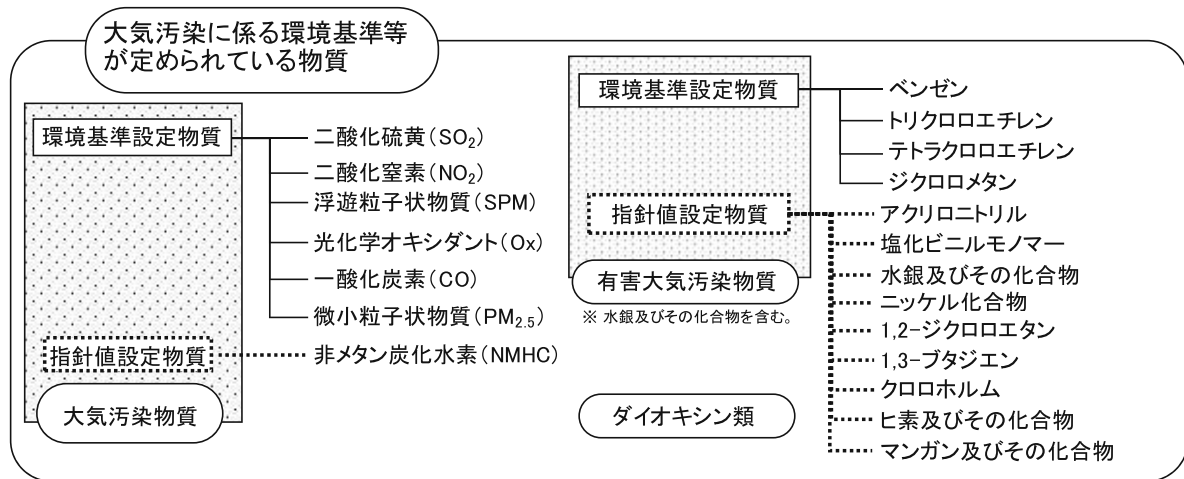
2 大気汚染防止対策

(1) 大気汚染とは

大気汚染とは、人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼、化学工業品製造工程などから排出される汚染物質、及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質による大気の汚染のことをいい、発生源は、事業場の固定発生源と自動車等の移動発生源に大別されます。

(2) 大気汚染に関する法令

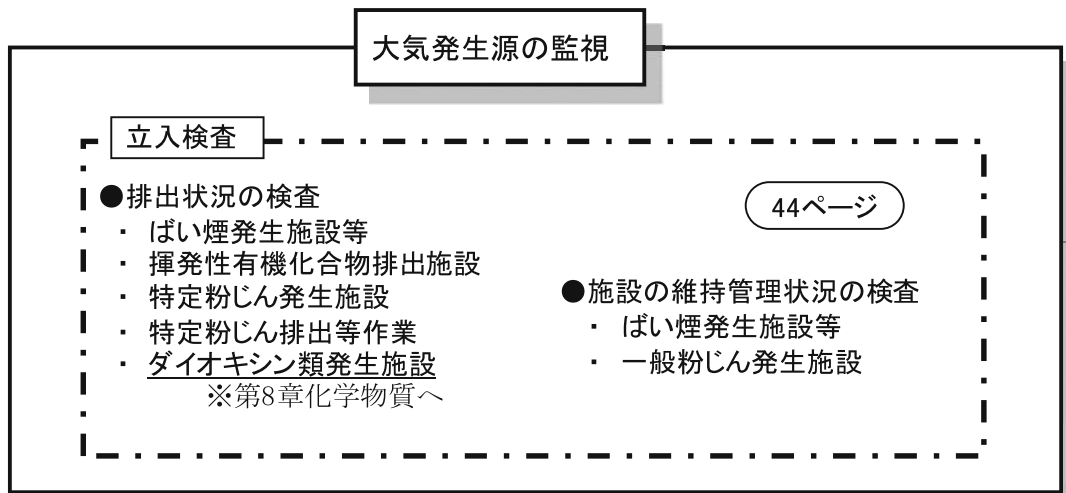
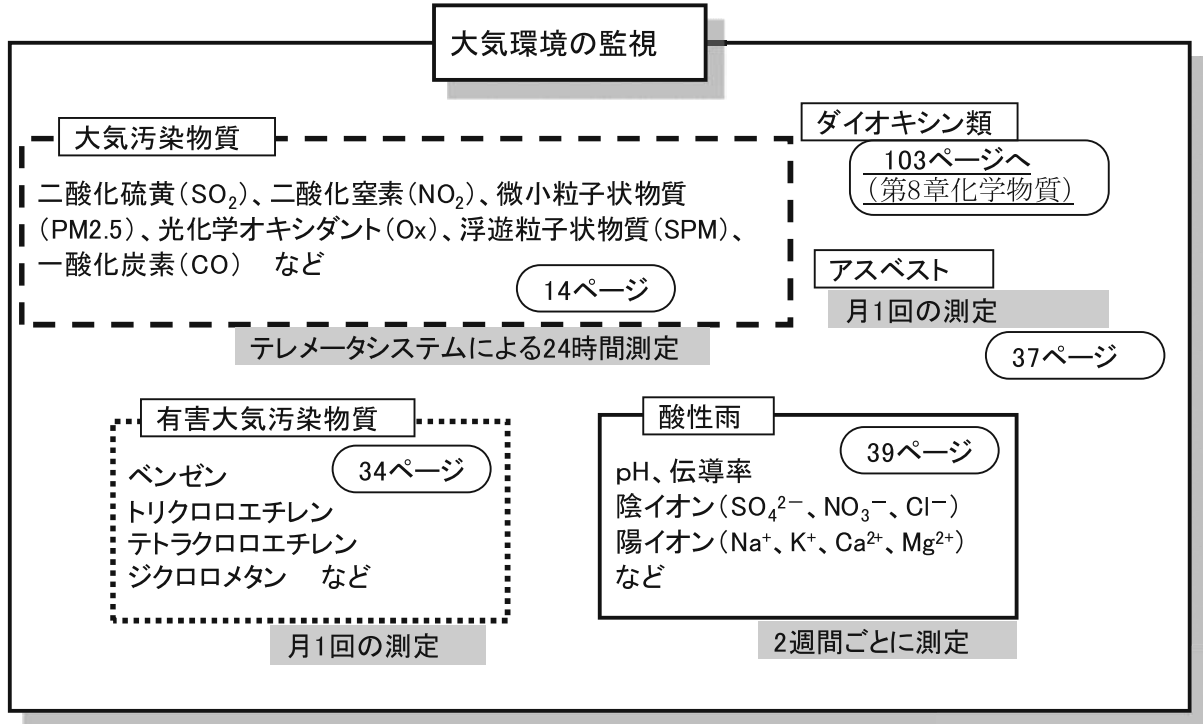
大気の汚染に係る環境基準は、環境基本法により「人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準として設定されており、この環境基準を達成することを目標に、大気汚染防止法に基づいて規制等を実施しています。



(3) いわき市の取り組み

本市では、大気汚染の状況を把握するため、環境基準が設定されている物質を常時監視しているほか、大気環境中のアスベスト濃度や酸性雨の測定を実施しています。

また、大気汚染物質を排出する事業場についても立入検査などを実施し、発生源の監視を行っています。



3 大気汚染物質の常時監視

大気汚染物質については、平成 23 年度までは、市内に一般環境大気測定局^{*1}(以下この章において「一般局」という。)16 局及び自動車排出ガス測定局^{*2}(以下この章において「自排局」という。)1 局を設置し、24 時間 365 日測定していましたが、測定局の統廃合に伴い、平成 24 年度からは、市内に一般局 11 局及び自排局 1 局を設置し、テレメータシステムにより常時測定を行っています。

※1 住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するため設置される。

※2 交差点、道路、道路端付近など、交通渋滞による自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい区域の大気状況を常時監視することを目的に設置される。

表3-3-1 大気汚染物質の説明

物質名	各物質の説明
二酸化硫黄 (SO ₂)	石炭や石油などの燃焼時に発生するほか、火山活動など自然界からも発生する。主要大気汚染物質のひとつとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られる。 二酸化硫黄による汚染大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。代表的な例として、1961年頃より発生した四日市ぜんそくがあげられる。
二酸化窒素 (NO ₂)	発生源はボイラーなどの『固定発生源』や自動車などの『移動発生源』のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。 また、生物活動に由来する自然発生がある。地球規模では二酸化窒素のほとんどが生物活動から発生している。 人の健康影響については、二酸化窒素濃度とせき・たんの有症率との関連や、高濃度では急性呼吸器疾患罹患率の増加などが知られている。 二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるが、『光化学オキシダント』の原因物質でもある。
浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粉じんのうち、粒径10μm以下の粒子状物質のことをいい、発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来(火山、森林火災など)のものがある。 大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	浮遊粉じんのうち、粒径2.5μm以下の小さな粒子状物質のことをいい、ディーゼルエンジンや工場・事業場での燃料の燃焼で大気中に排出される一次粒子と、排出ガス中の化学物質が大気中で反応生成してできる二次粒子とがある。 ぜん息、気管支炎あるいはせき、ぜん鳴などの症状や動悸、呼吸数の増加、不整脈、心臓発作などの症状の原因とされているほか、発がん性も懸念されている。 微小粒子状物質は、粒径がより小さいことから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。
光化学 オキシダント (Ox)	光化学オキシダントは、工場や自動車から排出される窒素酸化物、VOCを主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質である。 日差しが強く、気温が高く、風が弱い日等に高濃度になりやすい。 高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。
一酸化炭素 (CO)	炭素を含む物質の不完全燃焼により生成する。 環境中の主要な発生源は自動車排出ガスであるが、この他に火災や喫煙中のタバコなどによっても発生し、体内に吸収される。 血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害するほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られている。
非メタン炭化水素 (NMHC)	光化学オキシダントの原因物質。 炭素と水素からなる有機化合物(炭化水素)のうち、メタンを除くものの総称であり、揮発性有機化合物(VOC)の中の1グループである。 一般環境中では炭化水素の70~80%がメタンであり、これは人為的に発生する他に微生物等による自然発生的なものも多く含まれる。また、メタンはオキシダント生成にはほとんど関与しない。 非メタン炭化水素などの主な発生源は、塗装工程、印刷工程などを持つ工場や事業場のほか、ドライ機を持つクリーニング店、ガソリンスタンド、自動車などである。

表3-3-2 大気汚染物質の環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)	1日平均値のうち、年間で低い方から98%に相当するものが0.06ppmを超えないこと。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8告示)	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.1mg/m ³ 以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。(H21.9.9告示)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値のうち、年間で低い方から98%に相当するものが35μg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)	昼間(5時から20時まで)の1時間値が0.06ppm以下であること。	
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値(1日を3回の時間帯に区分した場合の8時間平均値)が20ppm以下であること。

(備考)

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

表3-3-3 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	環境上の条件
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時～9時までの3時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲にある。(S51.8.13通知)

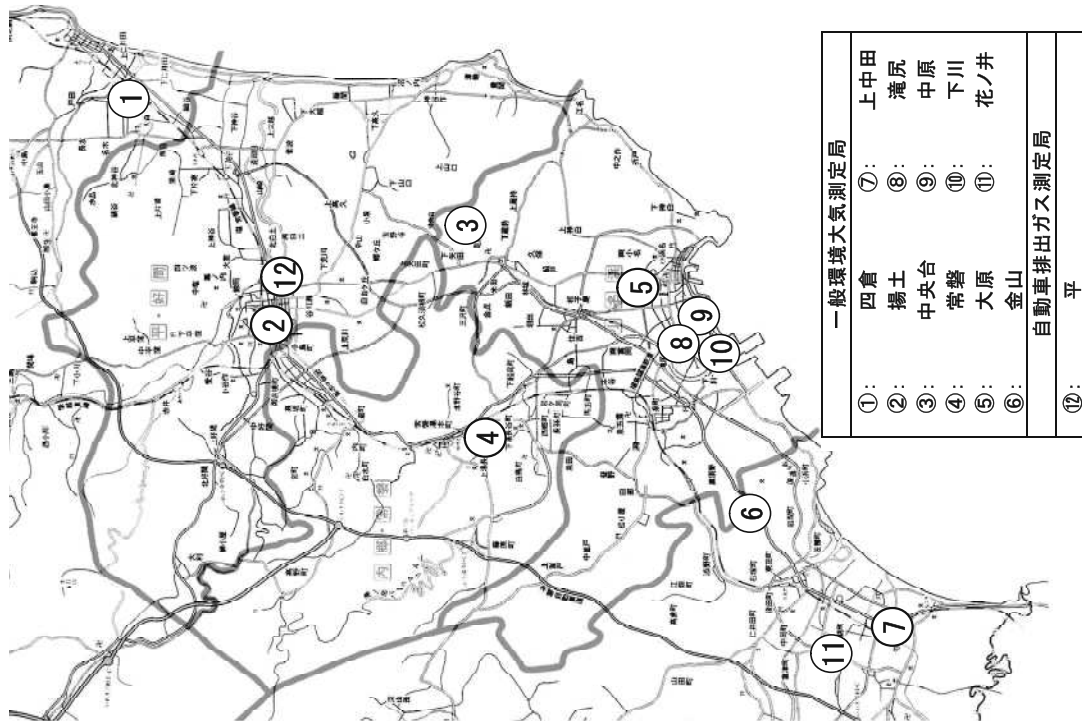
(備考) ppmCとは、炭化水素の濃度をメタンに換算したときの濃度単位

表3-3-4 大気汚染常時監視測定局

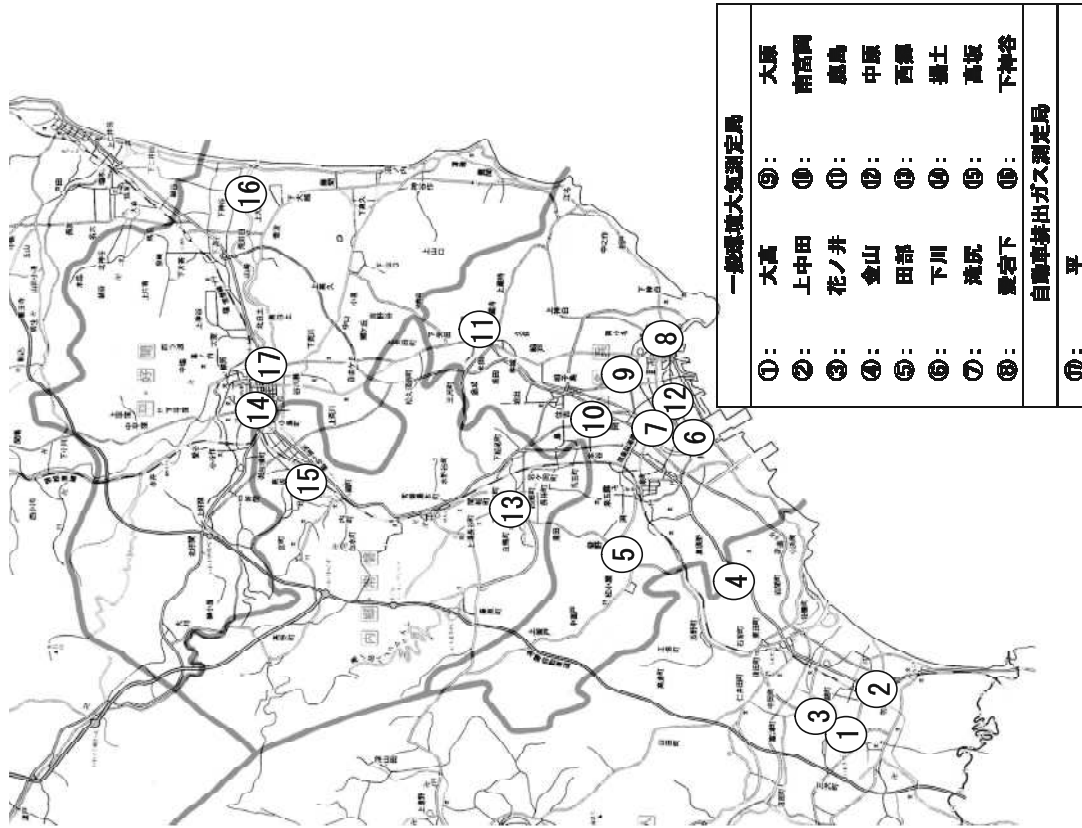
		平成24年3月31日まで						平成24年4月1日から ※											
		測定項目						測定項目											
番号	種別	測定局名	二酸化硫黄	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化炭素	非メタン炭化水素	番号	種別	測定局名	二酸化硫黄	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化炭素	非メタン炭化水素	
1	一般局	大高	○	-	-	-	-	-	1	一般局	四倉	○	○	○	-	○	-	-	
2		上中田	○	○	-	○	-	-	2		揚土	○	○	○	○	-	○	-	-
3		花ノ井	○	-	○	-	-	-	3		中央台	○	○	○	○	-	○	-	-
4		金山	○	-	-	-	-	-	4		常磐	○	○	○	○	-	○	-	-
5		田部	○	-	-	-	-	-	5		大原	○	○	○	○	-	○	-	○
6		下川	○	-	-	-	-	-	6		金山	○	○	○	○	-	○	-	-
7		滝尻	○	○	○	○	-	-	7		上中田	○	○	○	○	-	○	-	-
8		愛宕下	○	○	○	○	-	-	8		滝尻	○	○	○	○	-	-	-	-
9		大原	○	○	○	○	-	-	9		中原	○	-	-	-	-	-	-	-
10		南富岡	○	-	-	-	-	-	10		下川	○	-	-	-	-	-	-	-
11		鹿島	○	○	-	○	-	-	11		花ノ井	○	-	-	-	-	-	-	-
12		中原	○	○	-	-	-	-	12		平	-	○	○	○	-	-	○	○
13		西郷	○	○	○	○	○	-	-		自排局	-	-	-	-	-	-	-	-
14		揚土	○	○	○	○	○	-	-		合計測定数	11	8	9	2	7	1	2	
15		高坂	○	○	○	-	○	-	-		※微小粒子状物質の測定開始時期は次のとおり。 ・揚土局：平成25年9月 ・大原局：平成24年10月								
16		下神谷	○	○	○	-	○	-	-		自排局	-	-	-	-	-	-	-	-
17		平	-	○	○	○	-	○	○		合計測定数	16	10	7	9	1	1	1	

〔測定方法〕

- ① 二酸化硫黄 : 溶液導電率法及び紫外線蛍光法
- ② 窒素酸化物 : ザルツマン試薬を用いる吸光度法及び化学発光法
- ③ 浮遊粒子状物質 : β線吸収法
- ④ 微小粒子状物質 : β線吸収法
- ⑤ 光化学オキシダント : 紫外線吸収法
- ⑥ 一酸化炭素 : 非分散型赤外線吸光度法
- ⑦ 非メタン炭化水素 : ガスクロマトグラフ-水素炎イオン化検出法



(平成24年4月1日から)



(平成24年3月31日まで)

図3-3 大気汚染常時監視測定局の位置

表3-3-5 環境基準の達成状況

(平成30年度)

No.	種別	測定局名	所在地	測定項目								
				二酸化硫黄		二酸化窒素	浮遊粒子状物質		微小粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化炭素	
				長期的評価	短期的評価		長期的評価	短期的評価			長期的評価	短期的評価
1	一般局	四倉	四倉町狐塚字松橋20	○	○	○	○	○	-	62	-	-
2		揚土	平字揚土5	○	○	○	○	○	○	36	-	-
3		中央台	中央台鹿島1丁目55	○	○	○	○	○	-	46	-	-
4		常磐	常磐湯本町栄田11	○	○	○	○	○	-	58	-	-
5		大原	小名浜大原字六反田22	○	○	○	○	○	○	31	-	-
6		金山	金山町朝日台1	○	○	○	○	○	-	44	-	-
7		上中田	錦町重殿15	○	○	○	○	○	-	34	-	-
8		滝尻	泉町滝尻字高見坪1	○	○	-	○	○	-	-	-	-
9		中原	小名浜字中原5-1	○	2	-	-	-	-	-	-	-
10		下川	泉町下川字宿ノ川19	○	○	-	-	-	-	-	-	-
11		花ノ井	錦町鬼越下64	○	○	-	-	-	-	-	-	-
12	自排局	平	平字正内町22	-	-	○	○	○	-	-	○	○
測定局数				11	11	8	9	9	2	7	1	1
超過局数				0	1	0	0	0	0	7	0	0

(備考)

- 「○」は、環境基準の達成を示す。
- 数字(太字)は、1年間のうち環境基準を超過した日数を示す(二酸化硫黄、光化学オキシダント)。

(1) 二酸化硫黄

11 測定局（すべて一般局）で測定した結果は表3-3(1)-1のとおりで、環境基準の長期的評価は全測定局で達成しました。

また、短期的評価については、中原局において未達成となりましたが、これは近隣事業場の影響によるものと考えられます。

測定局の年平均値は表3-3(1)-3のとおりで、測定局別に前年度と比較すると、すべての測定局で「横ばい」^(注1)となっています。

なお、全測定局における平均値（0.001ppm）は、平成29年度の県内平均値（一般局：0.001ppm）及び平成29年度の全国平均値（一般局：0.002ppm）と同程度となっています。

(注1) 「横ばい」とは、前年度との差が±0.005ppm未満の場合をいう。

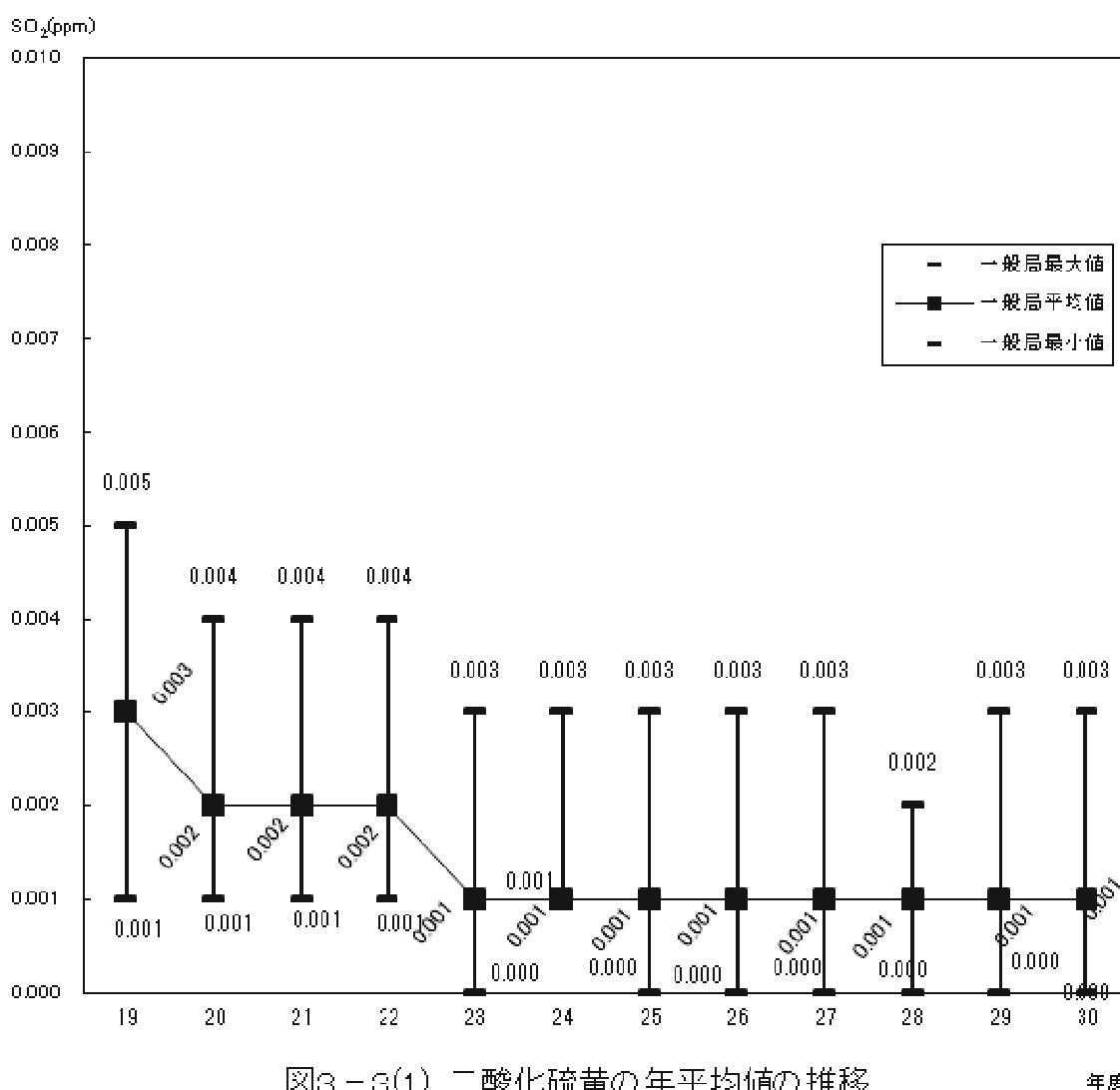


図3-3(1) 二酸化硫黄の年平均値の推移

表3-3(1)-1 二酸化硫黄の測定結果

(平成30年度)

種 別	測 定 局 名	用 途 地 域	有 効 測 定 日 数	測 定 時 間	年 平 均 値	短期的評価 ＜評価方法＞ 1時間値の1日平均値が 0.04ppm以下であり、か つ、1時間値が0.1ppm以 下であること。				1時間値 の最高値	長期的評価 ＜評価方法＞ 1日平均値の2%除外値が0.04ppm 以下であること。ただし、1日平均値 が0.04ppmを超えた日が2日以上連 続しないこと。		
						1時間値が 0.1ppmを超え た時間数とそ の割合		日平均値が 0.04ppmを超 えた日数とそ の割合			日平均値 の2%除 外値	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上連 続したこと の有無	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 0.04ppmを 超えた日数
						時間	%	日	%				
一 般 局	四倉	調整	365	8677	0.002	0	0.0	0	0.0	0.014	0.005	○	0
	揚土	住居	364	8656	0.001	0	0.0	0	0.0	0.019	0.003	○	0
	中央台	住居	364	8724	0.001	0	0.0	0	0.0	0.022	0.005	○	0
	常磐	住居	364	8662	0.001	0	0.0	0	0.0	0.023	0.005	○	0
	大原	住居	360	8623	0.003	0	0.0	0	0.0	0.073	0.013	○	0
	金山	調整	363	8613	0.000	0	0.0	0	0.0	0.012	0.002	○	0
	上中田	準工	362	8629	0.001	0	0.0	0	0.0	0.019	0.002	○	0
	滝尻	住居	362	8640	0.001	0	0.0	0	0.0	0.068	0.007	○	0
	中原	工業	365	8677	0.003	2	0.0	0	0.0	0.114	0.012	○	0
	下川	準工	365	8675	0.001	0	0.0	0	0.0	0.054	0.005	○	0
花ノ井	住居	365	8672	0.000	0	0.0	0	0.0	0.021	0.002	○	0	

表3-3(1)-2 二酸化硫黄の1時間値が0.1ppmを超えた局数と時間数

年度	出現割合 (m/n)*	時間数	測定局内訳							
			下川8	中原3	-	-	-	-	-	-
9	2/16	11	下川8	中原3	-	-	-	-	-	-
10	2/16	4	下川2	中原2	-	-	-	-	-	-
11	1/16	1	中原1	-	-	-	-	-	-	-
12	8/16	27	上中田2	下川3	大原3	南富岡6	花ノ井1	金山2	鹿島1	中原9
13	16/16	54	大高4	上中田4	花ノ井4	金山2	大原2	南富岡1	鹿島2	中原2
			田部1	下川15	滝尻2	愛宕下1	西郷3	揚土4	高坂2	下神谷5
14	1/16	4	下川4	-	-	-	-	-	-	-
15	2/16	7	下川3	中原4	-	-	-	-	-	-
16	3/16	6	下川2	滝尻1	中原3	-	-	-	-	-
17	2/16	17	中原14	下川3	-	-	-	-	-	-
18	2/16	4	中原1	下川3	-	-	-	-	-	-
19	2/16	2	中原1	下川1	-	-	-	-	-	-
20	3/16	4	下川1	滝尻1	中原2	-	-	-	-	-
21	0/16	0	-	-	-	-	-	-	-	-
22	1/16	1	中原1	-	-	-	-	-	-	-
23	1/16	1	下川1	-	-	-	-	-	-	-
24	0/11	0	-	-	-	-	-	-	-	-
25	0/11	0	-	-	-	-	-	-	-	-
26	0/11	0	-	-	-	-	-	-	-	-
27	0/11	0	-	-	-	-	-	-	-	-
28	0/11	0	-	-	-	-	-	-	-	-
29	1/11	1	中原1	-	-	-	-	-	-	-
30	1/11	2	中原2	-	-	-	-	-	-	-

(備考) m:出現局数 n:二酸化硫黄測定的全測定局数

表3-3(1)-3 二酸化硫黄年平均値の経年変化

(単位:ppm)

種別	測定局名	用途地域	年度										
			20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
一般局	四倉	調整	-	-	-	-	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	揚土	住居	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	中央台	住居	-	-	-	-	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	常磐	住居	-	-	-	-	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	大原	住居	0.004	0.003	0.004	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.003
	金山	調整	0.003	0.004	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
	上中田	準工	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	滝尻	住居	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
	中原	工業	0.004	0.003	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003
※参考	下川	準工	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	花ノ井	住居	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	大高	調整	0.003	0.002	0.002	0.002	-	-	-	-	-	-	-
	田部	調整	0.002	0.001	0.001	0.001	-	-	-	-	-	-	-
	愛宕下	住居	0.001	0.002	0.002	0.001	-	-	-	-	-	-	-
	南富岡	工専	0.002	0.002	0.002	0.002	-	-	-	-	-	-	-
	鹿島	住居	0.001	0.001	0.001	0.001	-	-	-	-	-	-	-
	西郷	住居	0.003	0.001	0.001	0.001	-	-	-	-	-	-	-
高坂	住居	0.001	0.001	0.001	0.001	-	-	-	-	-	-	-	
下神谷	調整	0.001	0.001	0.001	0.000	-	-	-	-	-	-	-	
全測定局平均値			0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

(備考)平成24年3月31日で測定を終了した一般局

(2) 二酸化窒素

8 測定局（一般局 7、自排局 1）で測定した結果は表3-3(2)-1のとおりで、全測定局で環境基準を達成しました。

測定局の年平均値は表3-3(2)-2のとおりで、測定局別に前年度と比較すると、すべての測定局で「横ばい」^(注1)となっています。

なお、全測定局における平均値（0.005ppm）は、平成29年度の県内平均値（0.006ppm）と同程度で、平成29年度の全国平均値（0.011ppm）を下回っています。

(注1) 「横ばい」とは、前年度との差が±0.005ppm未満の場合をいう。

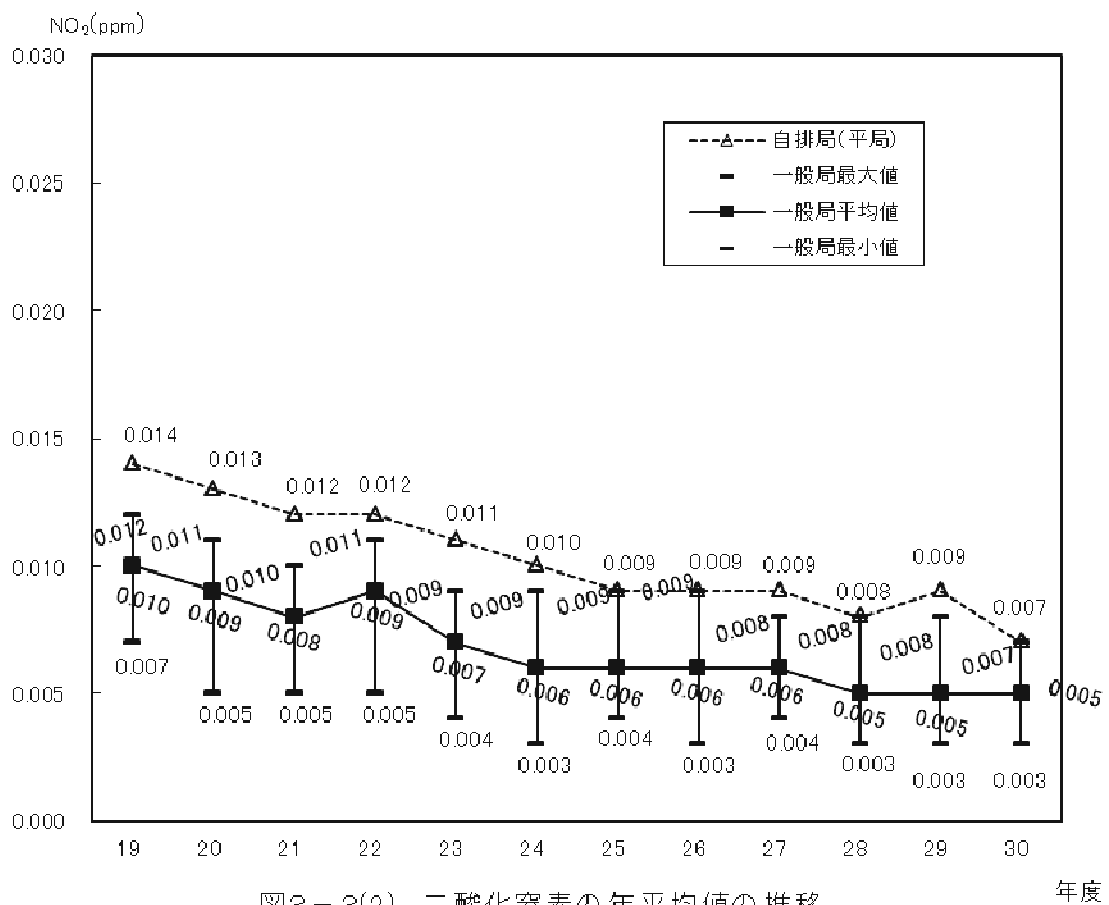


図3-3(2) 二酸化窒素の年平均値の推移

表3-3(2)-2 二酸化窒素年平均値の経年変化

(単位: ppm)

種別	測定局名	用途地域	年 度										
			20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
一般局	四倉	調整	-	-	-	-	0.003	0.004	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003
	揚土	住居	0.007	0.007	0.007	0.005	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004	0.005	0.004
	中央台	住居	-	-	-	-	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004
	常磐	住居	-	-	-	-	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005
	大原	住居	0.010	0.010	0.010	0.008	0.009	0.009	0.009	0.008	0.007	0.008	0.007
	金山	調整	-	-	-	-	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004	0.003
	上中田	準工	0.010	0.008	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007	0.008	0.008	0.007
※参考	滝尻	住居	0.010	0.010	0.011	0.009	-	-	-	-	-	-	-
	愛宕下	住居	0.011	0.010	0.011	0.009	-	-	-	-	-	-	-
	鹿島	住居	0.009	0.009	0.009	0.008	-	-	-	-	-	-	-
	西郷	住居	0.009	0.009	0.008	0.008	-	-	-	-	-	-	-
	高坂	住居	0.008	0.008	0.008	0.007	-	-	-	-	-	-	-
	下神谷	調整	0.005	0.005	0.005	0.004	-	-	-	-	-	-	-
一般局平均値			0.009	0.008	0.009	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005
自排局	平	商業	0.012	0.012	0.011	0.010	0.009	0.009	0.009	0.010	0.008	0.009	0.007
全測定局平均値			0.009	0.009	0.009	0.008	0.006	0.007	0.006	0.006	0.005	0.006	0.005

(備考)平成24年3月31日で測定を終了した一般局

(3) 浮遊粒子状物質

9 測定局（一般局 8、自排局 1）で測定した結果は表3-3(3)-1のとおりで、環境基準の長期的評価及び短期的評価ともに全測定局で達成しました。

測定局の年平均値は表3-3(3)-2のとおりで、測定局別に前年度と比較すると、すべての測定局で「横ばい」^(注1)となっています。

なお、全測定局における平均値（0.015mg/m³）は、平成29年度の県内平均値（0.011mg/m³）及び平成29年度の全国平均値（0.017mg/m³）と同程度です。

(注1) 「横ばい」とは、前年度との差が±0.010mg/m³未満の場合をいう。

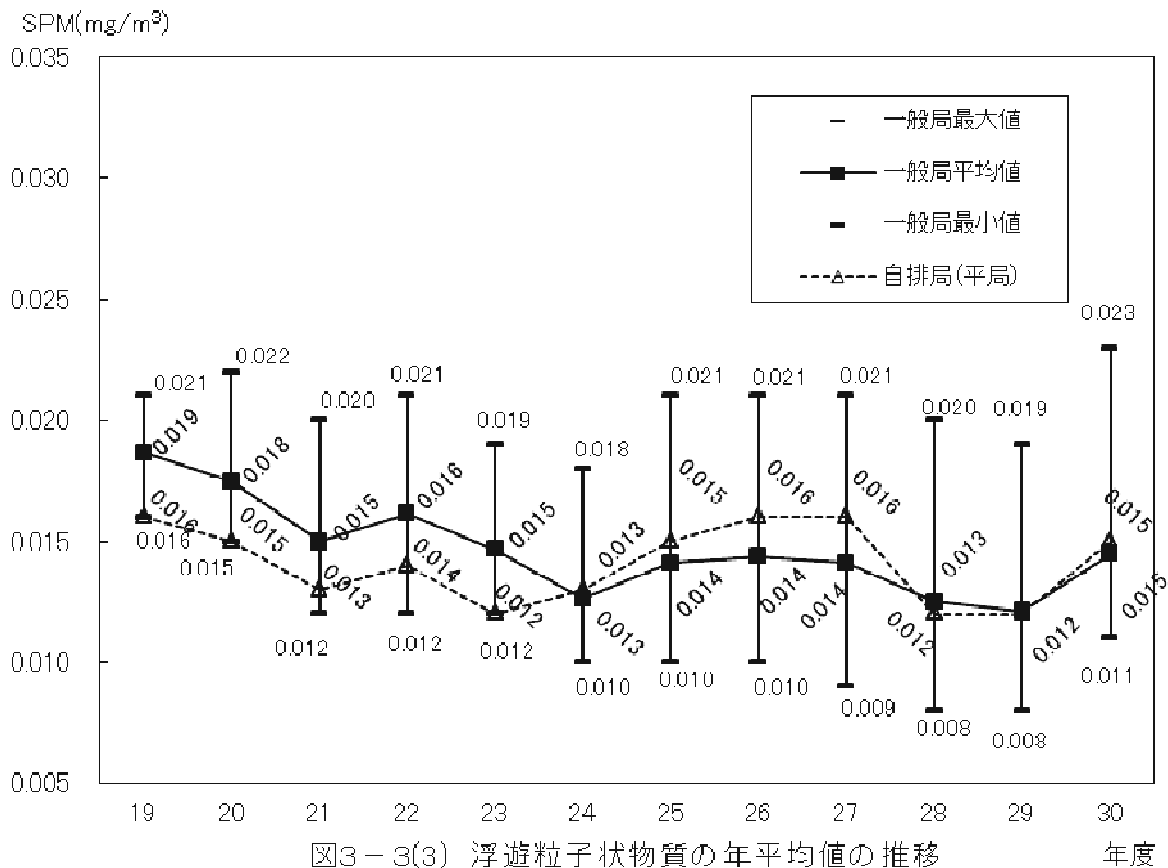


表3-3(3)-1 浮遊粒子状物質の測定結果

(平成30年度)

種別	測定局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	短期的評価 ＜評価方法＞ 1時間値の1日平均値が 0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、 1時間値が0.2mg/m ³ 以下で あること。				1時間 値の最 高値	長期的評価 ＜評価方法＞ 1日平均値の2%除外値が0.1mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値 が0.1mg/m ³ を超えた日が2日以上連 続しないこと。		
						1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間 数とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数と その割合			日平均 値の2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 が2日以上 連続したこ との有無	環境基準 の長期的 評価によ る日平均 値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数
						時間	%	日	%				
一般局	四倉	調整	363	8691	0.013	0	0.0	0	0.0	0.092	0.035	○	0
	揚土	住居	362	8704	0.014	0	0.0	0	0.0	0.072	0.034	○	0
	中央台	住居	363	8707	0.014	0	0.0	0	0.0	0.086	0.040	○	0
	常磐	住居	362	8710	0.012	0	0.0	0	0.0	0.081	0.040	○	0
	大原	住居	360	8623	0.023	0	0.0	0	0.0	0.126	0.047	○	0
	金山	調整	362	8698	0.015	0	0.0	0	0.0	0.084	0.045	○	0
	上中田	準工	362	8680	0.011	0	0.0	0	0.0	0.063	0.030	○	0
	滝尻	住居	362	8692	0.014	0	0.0	0	0.0	0.116	0.045	○	0
自排局	平	商業	363	8708	0.015	0	0.0	0	0.0	0.116	0.041	○	0

表3-3(3)-2 浮遊粒子状物質年平均値の経年変化

(単位:mg/m³)

種別	測定局名	用途地域	年 度										
			20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
一般局	四倉	調整	-	-	-	-	0.011	0.011	0.013	0.012	0.010	0.009	0.013
	揚土	住居	0.017	0.013	0.013	0.012	0.011	0.011	0.011	0.011	0.012	0.013	0.014
	中央台	住居	-	-	-	-	0.012	0.013	0.013	0.014	0.011	0.011	0.014
	常磐	住居	-	-	-	-	0.012	0.015	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012
	大原	住居	0.022	0.020	0.021	0.019	0.018	0.021	0.021	0.021	0.020	0.019	0.023
	金山	調整	-	-	-	-	0.012	0.014	0.014	0.014	0.012	0.011	0.015
	上中田	準工	-	-	-	-	0.010	0.010	0.010	0.009	0.008	0.008	0.011
	滝尻	住居	0.019	0.017	0.019	0.017	0.015	0.018	0.017	0.017	0.013	0.013	0.014
※参 考	花ノ井	住居	0.015	0.012	0.012	0.012	-	-	-	-	-	-	-
	愛宕下	住居	0.016	0.014	0.017	0.014	-	-	-	-	-	-	-
	西郷	住居	0.016	0.014	0.015	0.014	-	-	-	-	-	-	-
一般局年平均値			0.018	0.015	0.016	0.015	0.013	0.014	0.014	0.014	0.013	0.012	0.015
自排局	平	商業	0.015	0.013	0.014	0.012	0.013	0.015	0.016	0.016	0.012	0.012	0.015
全測定局平均値			0.017	0.015	0.016	0.014	0.013	0.014	0.015	0.014	0.012	0.012	0.015

(備考)平成24年3月31日で測定を終了した一般局

(4) 微小粒子状物質

2 測定局（すべて一般局）で測定した結果は表3-3(4)-1のとおりで、全測定局で環境基準を達成しました。

また、全測定局における年平均値（ $8.9 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）は、平成29年度の県内平均値（ $8.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）と同程度で、平成29年度の全国平均値（ $11.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を下回っています。

表3-3(4)-1 微小粒子状物質の測定結果

(平成30年度)

種別	測定局名	用途地域	有効測定日数	年平均値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	日平均値の年間98%値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
			日			日	%
一般局	揚土	住居	363	8.8	24.2	0	0.0
	大原	住居	362	9.0	24.9	0	0.0

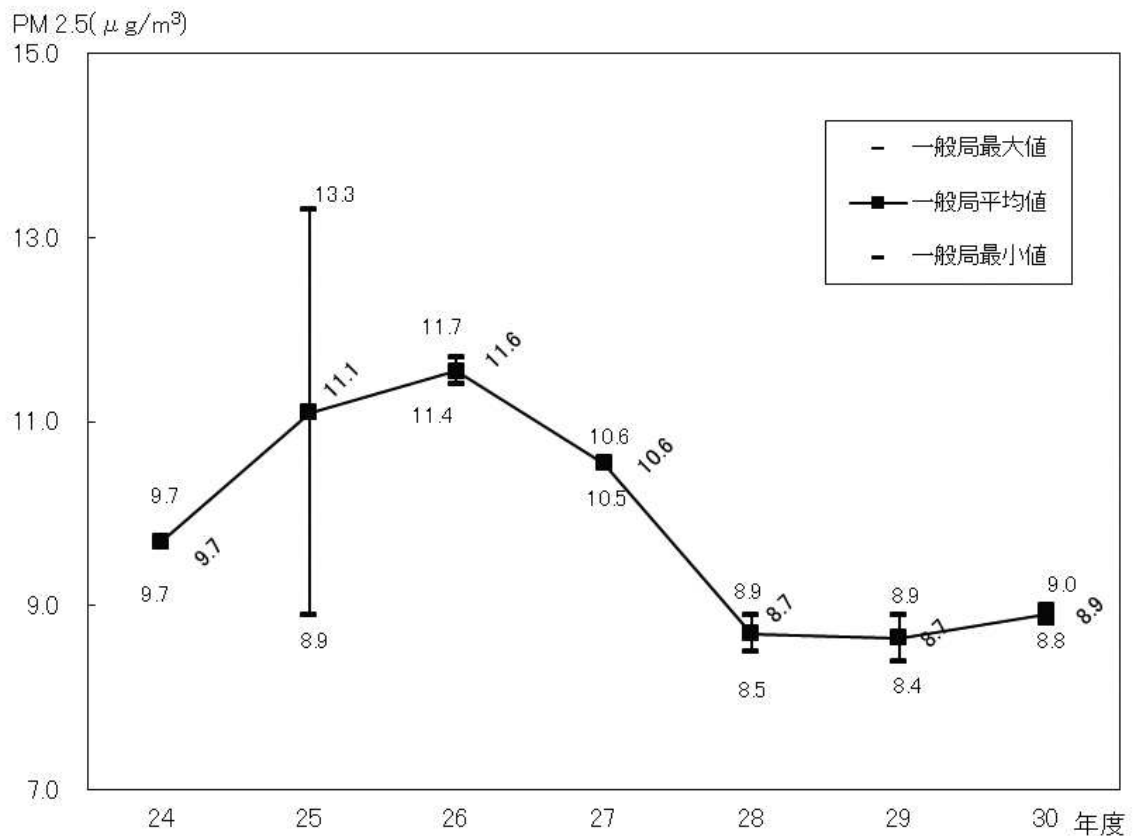


図3-3(4) 微小粒子状物質の年平均値の推移

(5) 光化学オキシダント

7 測定局（すべて一般局）で測定した結果は表 3-3 (5)-1 のとおりで、全測定局で環境基準(1 時間値が 0.06ppm 以下であること。)を達成しておらず、環境基準の達成率は全国 の状況（平成 29 年度：0%）と同様に低いものとなっています。

市内の光化学オキシダント濃度が高くなる原因は、主に他地域における汚染気塊が、南風 等によって流入したことによるものと考えられます。

なお、環境基準値を上回った時間数が最多の測定局は、四倉局（364 時間）でした。

測定局の昼間（午前 5 時～午後 8 時）の 1 時間値の年平均値は表 3-3 (5)-2 のとおり で、測定局別に前年度と比較すると、すべての測定局で「横ばい」^(注1) となっています。

なお、全測定局における昼間の日最高 1 時間値の年平均値(0.045ppm)は、平成 29 年度の 県内平均値（0.045ppm）及び平成 29 年度の全国平均値（0.048ppm）と同程度となっていま す。

(注1) 「横ばい」とは、前年度との差が±0.005ppm未満の場合をいう。

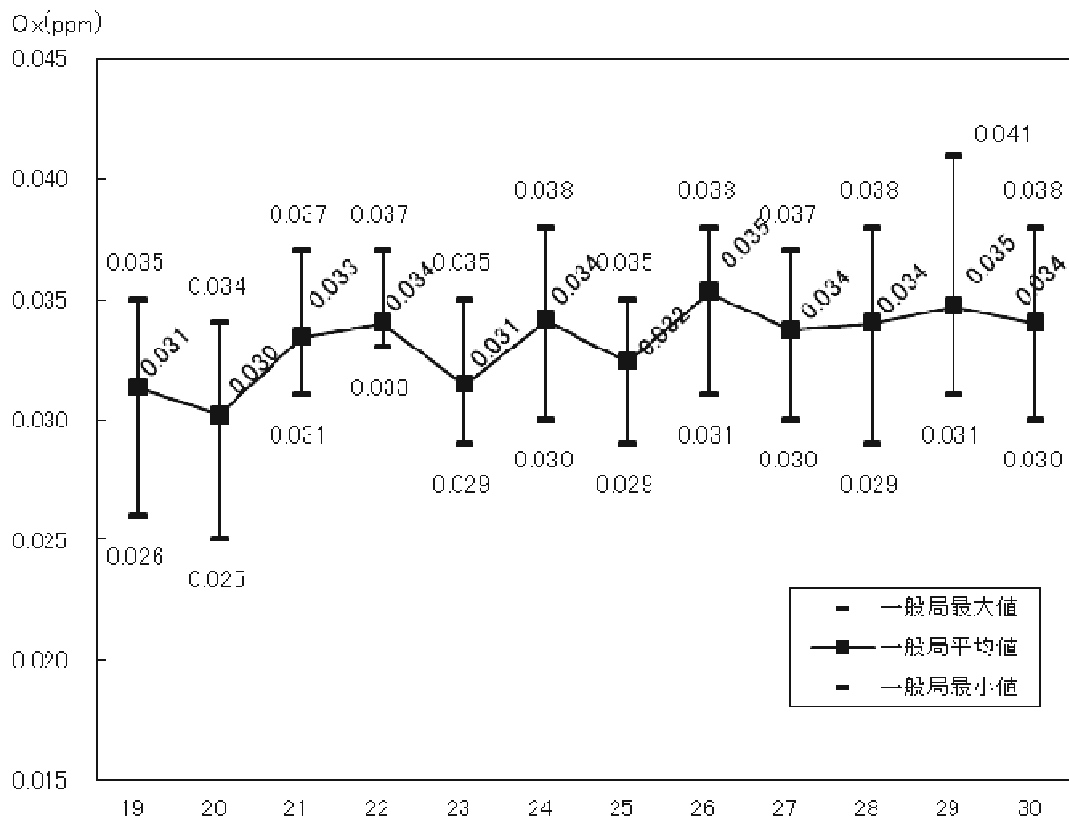


図3-3(5) 光化学オキシダントの年平均値(昼間)の推移 年度

表3-3(5)-1 光化学オキシダントの測定結果

(平成30年度)

種別	測定局名	用途地域	昼間測定日数	昼間測定時間	<環境基準> 1時間値が0.06ppm以下であること。 <評価方法> 昼間(5時から20時まで)の1時間値が0.06ppm以下であること。						
					昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
					ppm	日	時間	日	時間	日	時間
一般局	四倉	調整	365	5410	0.038	62	364	0	0	0.104	0.049
	揚土	住居	365	5410	0.034	36	182	0	0	0.092	0.044
	中央台	住居	365	5431	0.034	46	238	0	0	0.102	0.046
	常磐	住居	365	5437	0.035	58	289	0	0	0.100	0.047
	大原	住居	365	5408	0.031	31	170	0	0	0.106	0.043
	金山	調整	365	5420	0.036	44	237	0	0	0.100	0.046
	上中田	準工	365	5414	0.030	34	161	0	0	0.099	0.042

表3-3(5)-2 光化学オキシダント年平均値(昼間の1時間値)の経年変化

(単位: ppm)

種別	測定局名	用途地域	年 度										
			20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
一般局	四倉	調整	-	-	-	-	0.038	0.035	0.038	0.037	0.038	0.041	0.038
	揚土	住居	0.034	0.035	0.035	0.035	0.034	0.033	0.036	0.034	0.034	0.034	0.034
	中央台	住居	-	-	-	-	0.036	0.034	0.037	0.035	0.035	0.035	0.034
	常磐	住居	-	-	-	-	0.035	0.032	0.035	0.034	0.034	0.035	0.035
	大原	住居	0.032	0.033	0.034	0.032	0.031	0.030	0.034	0.031	0.032	0.032	0.031
	金山	調整	-	-	-	-	0.035	0.034	0.036	0.035	0.036	0.035	0.036
	上中田	準工	0.027	0.033	0.034	0.029	0.030	0.029	0.031	0.030	0.029	0.031	0.030
※参考	滝尻	住居	0.025	0.031	0.033	0.030	-	-	-	-	-	-	-
	愛宕下	住居	0.030	0.034	0.034	0.031	-	-	-	-	-	-	-
	鹿島	住居	0.030	0.034	0.033	0.031	-	-	-	-	-	-	-
	西郷	住居	0.030	0.032	0.033	0.030	-	-	-	-	-	-	-
	高坂	住居	0.031	0.032	0.033	0.033	-	-	-	-	-	-	-
	下神谷	調整	0.033	0.037	0.037	0.032	-	-	-	-	-	-	-
全測定局平均値			0.030	0.033	0.034	0.031	0.034	0.032	0.035	0.034	0.034	0.035	0.034

(備考)平成24年3月31日で測定を終了した一般局

(6) 一酸化炭素

自排局である平局で測定した結果は表3-3(6)-1のとおりで、環境基準の長期的評価及び短期的評価ともに達成しました。

また、年平均値は0.3ppmで、前年度と比較して「横ばい」(注1)となっています。

なお、年平均値(0.3ppm)は、平成29年度の県内平均値(0.3ppm)及び平成29年度の全国平均値(0.3ppm)と同程度となっています。

(注1) 「横ばい」とは、前年度との差が±0.5ppm未満の場合をいう。

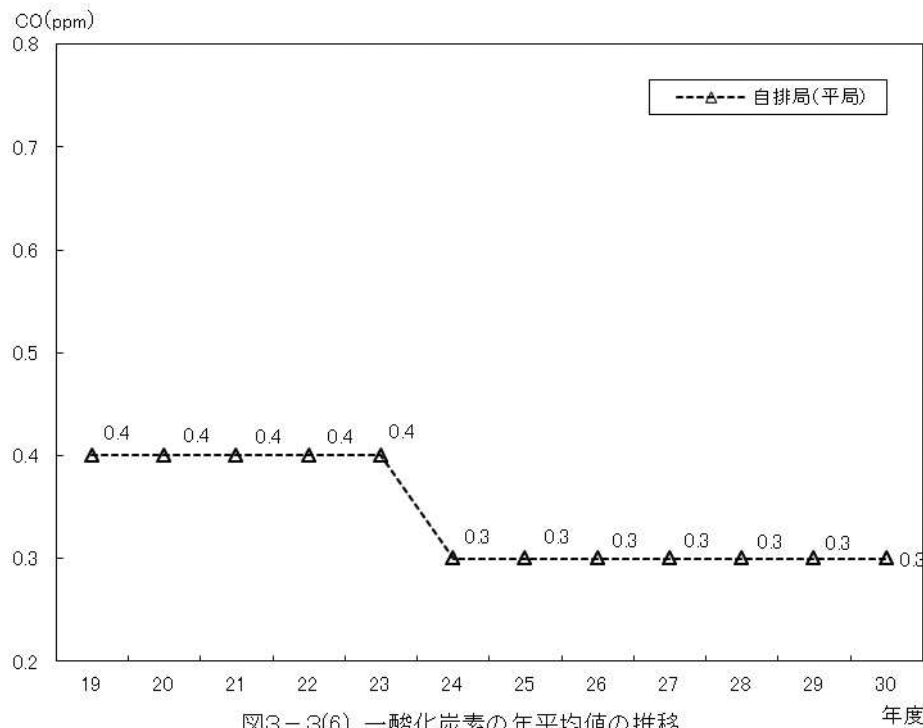


表3-3(6)-1 一酸化炭素の測定結果

(平成30年度)

種別	測定局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	短期的評価 <評価方法> 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。				1時間値の最高値	長期的評価 <評価方法> 1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。		
						1時間値の8時間平均値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合			日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた延日数
						回	%	日	%				
自排局	平	商業	365	8,717	0.3	0	0	0	0	1.9	0.4	無	0

表3-3(6)-2 一酸化炭素年平均値の経年変化

(単位: ppm)

種別	測定局名	用途地域	年 度											
			20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
自排局	平	商業	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

(7) 炭化水素（メタン・非メタン炭化水素）

2 測定局（一般局 1、自排局 1）で測定した結果は表3-3(7)-1のとおりで、非メタン炭化水素の午前6時から9時までの3時間平均値が指針値を超えた日数は、自排局で29日（8.1%）でした。

なお、非メタン炭化水素濃度の3時間平均値の年平均値（0.13ppmC）は、平成29年度の県内平均値（0.11ppmC）及び平成29年度の全国平均値（0.13ppmC）と同程度となっています。

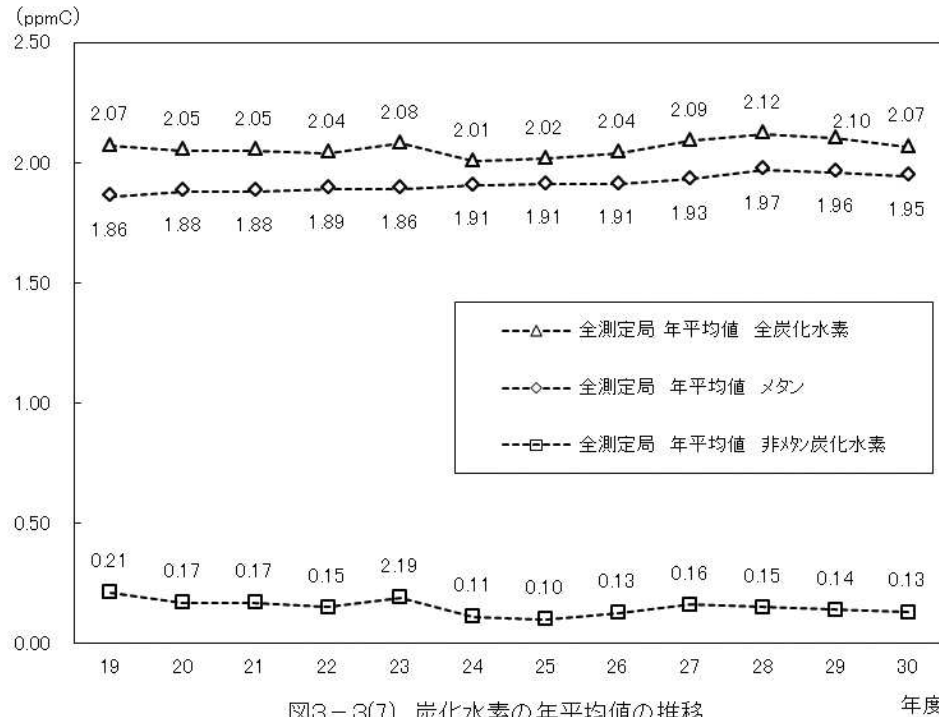


表3-3(7)-1 炭化水素の6～9時における測定結果

(平成30年度)

種別	測定局名	用途地域	6～9時測定日数 日	測定時間 時間	メタン(CH ₄)	非メタン炭化水素(NMHC)		全炭化水素(T-HC)			
					年平均値 ppmC	<指針値> 午前6時～9時までの3時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲にあること。		年平均値 ppmC	最高値 ppmC	最低値 ppmC	
						年平均値 ppmC	3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合 日 %				
一般局	大原	住宅	362	8643	1.96	0.08	0	0.0%	2.03	2.31	1.82
自排局	平	商業	357	8628	1.93	0.18	29	8.1%	2.10	5.36	1.82

(備考) ppmCとは、メタン濃度を基準にした濃度を示す。

表3-3(7)-2 炭化水素の経年変化(6～9時における年平均値)

(単位: ppmC)

種別	測定局名	用途地域	項目	年 度										
				20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
一般局	大原	住宅	メタン	-	-	-	-	1.92	1.93	1.93	1.94	1.94	1.96	1.96
			非メタン炭化水素	-	-	-	-	0.11	0.09	0.11	0.10	0.10	0.09	0.08
			全炭化水素	-	-	-	-	2.02	2.02	2.04	2.04	2.04	2.05	2.03
自排局	平	商業	メタン	1.88	1.88	1.89	1.89	1.89	1.89	1.89	1.92	2.00	1.96	1.93
			非メタン炭化水素	0.17	0.17	0.15	0.19	0.11	0.11	0.14	0.22	0.20	0.19	0.18
			全炭化水素	2.05	2.05	2.04	2.08	1.99	2.01	2.04	2.14	2.20	2.15	2.10